

いつもお世話になります。

ようやく梅雨が明けました。今年は、梅雨に雨が少ないと思っていたのですが、梅雨明け前に全国各地で大雨が続きました。多くの被害となり「平成 30 年 7 月豪雨」と命名されました。被災地の 1 日も早い復旧を心より祈念いたします。今月もよろしくお願い致します。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

成功は結果であって
目的ではない

フローベール
(名言・座右の銘より)

チャンスとピンチは裏表

同じ現実でも捉え方次第で結果は大きく違います。

昔々、アメリカの靴製造会社が広大な荒野に支社を出しました。

その支社長は早速市場調査をするよう 2 人の社員に命じました。

一人の社員が帰ってきて言いました。

「大変です！この原住民は全員裸足なので、誰にも靴を売れません！」

もう一人の社員が帰ってきて言いました。

「大変です！この原住民は全員裸足なので、全員に靴を売れます！」

(元気手帳 4 より)

今月のいろいろ「掲示板」

【郡上日帰り慰安旅行】

7 月初旬に毎年恒例になっている郡上に所員全員で行って来ました。鮎の塩焼きはもちろんのこと、お刺身がとても美味しかったです。鮎のから揚げなど初めて食べる物も沢山あり、感動がいっぱいでした。 野村



知っとこ！「税務のママ知識」

❖ 動画の制作費用と広告宣伝費 ❖

新商品発表会で上映する商品 PR 動画など、企業が自社オリジナルの「動画」を作成することは、今や珍しい取組ではないだろう。最近では、株主総会での事業報告を動画で行うことも多い。



税務上、商品 PR 等を目的とした動画の制作費用は、広告宣伝費としての処理が認められるようだ。

動画の制作費用は、一見、耐用年数省令に掲げられている器具備品の「映画フィルム・磁気テープ・レコード（耐用年数2年）」に該当しそうなものである。とはいえ、動画と映画フィルム等は、そもそも無形・有形という点で異なるため、動画の制作費用を器具備品として資産計上する必要はない。また、一般的な動画であれば、プログラミングも施されていないため、「ソフトウェア」として、5年均等償却することも不要だ。

この点、制作した動画の試用期間が1年以上に及ぶのであれば、「繰延資産」への該当性も気になるところである。しかし、「繰延資産」に該当する費用は、政令で限定列挙されており、動画の制作費用は、そのいずれにも該当しないことになる（法法2二十四、法令14①）

そのため、動画の制作費用は社歌や商業ソング等の制作費用と同様に（法基通7-1-10）、広告宣伝費として一括損金となることが一般的と考えられる。

ただし、その動画を複数年にわたり使用する場合には、その使用期間、つまり、「その効果の及ぶ期間」で費用処理することが望ましいだろう。

引用：週刊税務通信

事務所あれこれ日記

☆青木さん Happy Birthday☆

6月9日は所長青木さんの誕生日でした。

所員全員でサプライズのお祝いをしました。

とても喜んでもらえて素敵な時間になりました。



AOKI LICENSED TAX ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

